

<質問>

事業所の責任者が変わりました。どのような手続きが必要でしょうか。

<回答>

NACCSセンターにご登録していただいている責任者には以下の2つがあります。
変更内容に応じて書類をご提出ください。

	概要	提出書類
管理責任者	各事業所における、 ①利用者ID等の管理 （センターからの郵送物の宛名になります） ②ウイルス対策 ③ログの管理（自社システムのみ） を行っていただきます。 ※システム利用規程第32条参照	契-6 管理責任者調査票
業務責任者	各利用者コードにおける業務責任者のことです。 保税運送や通関申告書類に欧文で表記されます。 ※通関業と保税の場合、税関に届け出ている 責任者となります。	システム設定関連書類 項番1-2 会社名・営業所名及び責任者名・営業所所在地調査票